

リベンジポルノ!!!

平成26年11月27日施行

～私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律～

◎いわゆるリベンジポルノとは...

元交際相手等のプライベートな性的画像等をインターネット等で公開することです。

ネット上に流失！！！

私の裸の画像が・・・

◎私事性的画像記録(電子情報)及 私事性的画像記録物(有体物)とは...

いわゆるリベンジポルノ画像と呼ばれるものであり、その態様としては

- ①性交又は性交と同視し得る性的な行為
- ②人が人の性器等を触るなどの行為であり性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けず、殊更に人の性的な部分が露出又は強調されているもので、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

となっており、撮影対象者が第三者に見られることを認識した上で撮影を許可した画像(アダルトビデオ・グラビア写真等)は対象外となります。



◎罰則

(1) 公表罪

第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、私事性的画像記録(物)を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

→ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 公表目的提供罪

公表させる目的で、私事性的画像記録(物)を提供した者

→ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◎画像の削除

インターネット上に掲載された画像等は、プロバイダ等を通じて削除要請をすることができます。

◎被害に遭わないためには...

下着姿や裸等の写真を、絶対に

撮らない！撮らせない！送らない！

を徹底してください。

※ もし被害に遭われた場合は、一人で悩まず、早期に最寄りの警察署へ相談してください。



佐賀県警察